

4. 参考資料

4-1. 入札公告の例

<入札公告（事業体によっては、「調達公告」という名称の場合もあります）>

- ◇ 通常の一般競争入札公告（各事業体における既存の形式のもの）に、総合評価方式に係る事項を追加するものとする。以下に例を記す。

入 札 公 告（例）

総合評価一般競争入札の施行

次のとおり、「〇〇線口径△△mm給水管新設工事」の工事について、総合評価一般競争入札を行う。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇市長 水道 太郎

- 1 入札参加資格
（※既存の一般競争入札公告に同じ）
- 2 入札参加手続等
（※既存の一般競争入札公告に次の事項を加える）
総合評価一般競争入札に係る技術資料についての評価方法及び落札者決定基準の詳細については、工事ごとの総合評価方式入札説明書（以下「入札説明書という。」）に定める。
- 3 入札方法等
（※既存の一般競争入札公告に同じ）
- 4 入札の無効
（※既存の一般競争入札公告に次の事項を加える）
技術資料の提出をしない者が行った入札。
- 5 入札参加資格の確認
（※既存の一般競争入札公告に同じ）
- 6 技術資料の審査及び技術評価点の算出
技術資料の審査及び技術評価点の算出については、工事ごとに定める入札説明書に基づき行う。
- 7 落札者の決定
 - (1) 6により算出した入札者ごとの技術評価点及び入札価格を基に、入札説明書に定める方法により評価値を算出する。
 - (2) 次に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち(1)により算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - イ 入札者が提出した技術資料が、入札説明書で明示する技術資料の要求要件をすべて満たしていること。
 - ウ 本市及びこの公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- 8 入札保証金及び契約保証金
(※既存の一般競争入札公告に同じ)
 - 9 契約金の支払い方法
(※既存の一般競争入札公告に同じ)
 - 10 入札手続き
(※既存の一般競争入札公告に同じ)
 - 11 その他
(※既存の一般競争入札公告に同じ)



4-2. 入札説明書の例

入 札 説 明 書 (例)

(冒頭には、総合評価方式による入札である旨を明記する)

【記載例】 ○○市の平成○○年○月○日に公告した総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に対する事項

- (1) 工事名 ○○○○
- (2) 工事場所 ○○○○
- (3) 工事概要 ○○○○
- (4) 工期 ○○○○
- (5) 予定価格 ○○○○
- (6) 本工事は、入札時に施工計画等に関する資料を受け付け、価格以外の評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用します。
- (7) その他 入札公告のとおり。

2 提出書類及び提出方法

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおり必要書類を提出してください。

(1) 提出書類及び部数

ア 入札公告に定める入札参加資格に関する提出書類（記載内容を証明する書類を含む。以下「入札参加資格確認資料」という。）1部。

イ 別表-1に定める書類（記載内容を証明する書類を含む。以下「技術資料」という。）3部。

(2) 提出先

○○市△丁目△番地

○○市契約課

電話 ○○(△△)××××

(3) 提出方法

直接持参してください。

(4) 提出期間

平成○○年○月○日から○月○日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで）。

(5) その他

ア 入札参加資格確認資料及び技術資料の未提出及び不完全な場合は、当該入札を無効とします。

イ 入札参加資格資料及び技術資料の作成に要する費用は、入札者の負担とし、提出された資料は返還しません。

高度技術提案型において、提出を求める提案の作成費用が、従来よりも過大になると想定される場合があります。これらの費用について発注者が一定の負担を行うことについては、今後検討する必要があります。

ウ 入札参加資格は、入札公告本文〇〇に定めるとおりです。

3 入札説明書及び技術資料作成に関する質問、回答等

入札説明書及び技術資料作成に関する質問がある場合は、「現場説明に対する質問書」により、平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで）に次の担当部署に提出してください。回答はすべての入札者に通知します。なお、評価基準に関する質問に関しては受け付けません。

〇〇市△丁目△番地
〇〇市水道建設課
電話 〇〇(△△)××××

〇〇市△△掲示板に掲示します。(または、〇〇課にて閲覧に供します)

4 技術資料の評価項目及び評価基準別表-2のとおり。

5 技術資料の要求要件

各評価項目において記載がないもの及び無関係の記載等不適切な内容の場合は、要求要件を満たしていないものとし、当該項目における評価点は付与しません。

6 入札及び開札

- (1) 入札は〇〇（郵送または電子入札）により行います。
- (2) 入札方法等は入札公告本文〇〇に定めるとおりです。
- (3) 入札期間は、平成〇〇年〇月〇日から〇月〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで）とします。

「欠格」とし、競争参加資格を認めないとしている事例もあります。

7 総合評価方式による評価の方法

(1) 技術資料の審査及び技術評価点の算出

ア 提出された技術資料について、別表－２の技術資料の評価基準に基づき、厳正かつ公平に評価、審査します。

イ 審査の経緯は、原則として非公開とします。なお、審査の過程において、提案内容に対するヒアリングを行う場合があります。実施する場合のみ該当者に連絡します。

ウ 技術資料の内容審査の結果、要求要件を満たしている場合は、次のとおり技術評価点を算出します。

<除算方式>

評価項目ごとに評価基準に基づき加算点を加え、技術評価点を算出します。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点 (100点)} + \text{加算点 (満点は〇〇点)}$$

<加算方式>

技術評価点の満点は、〇〇点とします。

(2) 評価値の算出

(1)により技術評価点を算出した後、開札を行い、次の式により評価値を算出します。

<除算方式>

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格})$$

入札価格：消費税及び地方消費税を除いた価格とし、単位は千万円単位とします。

評価値：評価値は、小数点以下第４位未満を切り捨てます。

<加算方式>

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

入札価格：消費税及び地方消費税を除いた価格とします。

予定価格：入札公告のとおり。

価格評価点：価格評価点は、小数点第４位未満を切り捨てます。

評価値の比較がしやすい数値（桁）になるよう、入札価格の単位を設定します。

※ [] 内は、除算方式または加算方式のいずれかを選択し、該当する方式のみを記載します。

8 落札者の決定方法

- (1) 上記7により算出した評価値の最も高い者を落札予定者とします。なお、評価値の最も高い者が2名以上いるときは、当該者によるくじ引きにより、落札予定者を決定します。
- (2) 落札予定者となるべき者の入札価格が、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者予定者とすることがあります。
- (3) 落札予定者が決定した後に、学識経験者の意見聴取を行い、その結果を考慮し、落札者を決定します。

9 評価結果等の公表

評価結果等（落札者及び入札者の評価結果等）は、落札者決定後、〇〇市ホームページで公表します。

ホームページ未設定の市町村においては、掲示板にて掲示など。

10 技術提案内容の履行確認及び留意事項

- (1) 技術提案書に記載された内容については、自然災害等不可抗力により達成されない場合を除き、落札者の責により入札時の評価内容が履行されなかった場合は、工事成績評定点を減じます。
- (2) 特に悪質と認められる場合は、虚偽記載として、指名停止基準に基づく指名停止措置を行います。
- (3) 前項に加え、落札者が達成できなかった内容を削除した技術評価点を再計算し、評価値が落札決定時と同一になるよう入札価格を算出し、その額と当初入札額の差額を違約金として徴収する場合があります。
- (4) 技術提案書に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではありません。

11 契約変更等の取り扱い

技術提案に係る設計変更等は原則として行いません。ただし、次の場合には設計変更等の対象とする場合があります。

- (1) 自然災害等の不可抗力により、地形、施工条件に変更が生じた場合。
- (2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元要望等）により、新たな対応の必要が生じた場合。

12 入札結果の説明

入札者は、評価結果等の公表があった日の翌日から起算して〇〇日以内に、当該入札者本人による技術提案等の評価の理由について、市長に対して書面により説明を求めることができます。市長は、前項の請求があった日の翌日から起算して〇〇日以内に、請求を行った者に対して書面により回答します。



提出する技術資料

分類 資料	評価分類	評価項目	具体的評価項目	添付資料	様式
技 術 資 料	技術資料提出書 (表紙)				
	企業の技術力	施工計画	施工計画の実施手順の妥当性		
			工期設定の適切性		
			一般通行車両及び歩行者の交通管理の適切性		
	企業の施工実績	同種・類似工事の施工実績	過去10年間の同種・類似工事の施工実績	施工実績を証明する書類（契約書の写し又はコリンズ登録の写し等）	
		工事成績評定点の実績	過去2年間の同種・類似工事での成績評定点の平均点	評定点が記載されている工事完成検査結果通知書の写し	
	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の資格	主任（監理）技術者の保有する資格		
		配置予定技術者の施工経験	過去10年間の主任（監理）技術者の同種・類似工事の施工経験	施工経験を証明する書類（コリンズ登録の写し等）	
		配置予定技術者の携わった工事の評定点	過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績の工事評定点の平均点	評定点が記載されている工事完成検査結果通知書の写し	
	企業の社会性・信頼性	地理的条件	地域内における本支店、営業所の有無	主たる営業所の所在地を証明する書類（建設業の許可申請書の写し等）	
		〇〇市災害協定等に基づく活動実績	過去5年間の〇〇市災害協定に基づく活動実績の有無		

P16「表2-1.2」及びP18「表2-1.3」の評価項目から当該工事に該当する項目を選択します。

別表-2

評価項目及び評価基準

評価項目			評価基準	配点	満点
企業の技術力	施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		工期設定の適切性	現場の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
		一般通行車両及び歩行者の交通管理の適切性	現地の環境条件を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	3.0	3.0点
			一般的な記述にとどまっている	0.0	
	企業の施工実績	過去10年間の同種・同類工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	1.0点
			類似工事の実績あり	0.0	
		過去2年間の工事成績表定点の平均点	80点以上	2.0	2.0点
			70点以上80点未満	1.0	
	70点未満	0.0			
	配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0点
2級土木施工管理技士			0.0		
過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無		同種工事の実績あり	1.0	1.0点	
		類似工事の実績あり	0.0		
過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績の工事評定点の平均点		80点以上	2.0	2.0点	
		70点以上80点未満	1.0		
	70点未満	0.0			
企業の信頼性・社会性	地理的条件	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	2.0	2.0点	
		〇〇市内に拠点なし	0.0		
	過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無	活動実績あり	2.0	2.0点	
		活動実績なし	0.0		
合計点					20.0点

4-3. 水道工事等総合評価方式実施要綱の例

※ 総合評価方式の実施にあたっては、この実施要綱を必ず制定しなければなりません。

実施要綱（仮称）（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、〇〇市が発注する水道工事請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が〇〇市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 総合評価方式の対象工事は、一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者が提示する性能・機能、技術等（以下「技術提案」という。）を採用することにより、工事費及び工事に関して生ずる補償費等の支出額並びに維持管理費等のライフサイクルコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事。
- (2) 入札者が提示する技術提案を採用することにより、当該工事目的物の品質、持続性、強度、安定性等の性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事。
- (3) 入札者が提示する秘術提案を採用することにより、環境の保全、交通の確保、安全対策、省資源化、リサイクル推進等に関する対策の達成に相当程度の差異が生ずると認められる工事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札価格に加えて、入札者が提示する技術提案を総合的に評価することにより、価格のみによる入札方式に比し、本市に有利となることが認められる工事。

（実施方式）

第3条 総合評価方式の実施方式は、次に掲げる方式のいずれかによるものとする。

- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さく、難易度がそれほど高くない工事において、適切で確実な施工能力を評価するために、施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等と入札価格を総合的に評価するもの。
- (2) 標準型 技術的な工夫の余地が大きく、前号に加えて、安全対策、交通や環境対策、工期短縮などの技術提案を実施することにより、工事の品質を高める能力を入札価格と総合的に評価するもの。
- (3) 高度技術提案型 総合的なコストの縮減、工事目的物の性能と機能の向上、社

会的要請への対応などに関する技術提案と、技術提案の具体的な施工計画について入札価格と総合的に評価するもの。

除算または加算のいずれかを選択し該当する方式のみを記載します。

2 総合評価方式の評価の方法は除算方式（加算方式）とし、技術評価点を入札金額で除して評価値を算定する。なお、当該工事の特性を考慮して、その他の方式を採用することができるものとする。

<除算方式>

$$\text{評価値（点）} = (\text{技術評価点（点）} / \text{入札価格（円）}) \times 10,000,000 \text{（円）}$$

技術評価点 = 基準点 + 加算点

基準点 : 入札者に一律付与する得点（100点）。

加算点 : 技術提案等について、あらかじめ設定した評価基準に基づき算定した得点。

入札価格 : 消費税及び地方消費税を除いた価格とし、単位は千万円単位とします。

評価値 : 評価値は、小数点第4位未満を切り捨てます。

<加算方式>

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

入札価格 : 消費税及び地方消費税を除いた価格とし、単位は千万円単位とします。

予定価格 : 入札広告のとおり。

価格評価点 : 価格評価点は、小数点第4位未満を切り捨てます。

※ [] 内は、除算方式または加算方式のいずれかを選択し、該当する方式のみを記載します。

（落札者の決定）

第4条 市長は、前項により算出した評価値の最も高いものを落札者として決定する。

2 前項の落札者の決定において、評価値の最も高いものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(意見聴取)

第5条 総合評価方式の実施にあたっては、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の規定に基づき、次に掲げる事項について、学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)2人以上の意見を聴取(以下「意見聴取」という。)するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札を行おうとするとき、当該工事が総合評価一般競争入札によることの適否。
- (2) 落札者決定基準を定めようとするとき、当該工事の落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項。
- (3) 総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が〇〇市にとって最も有利なもの決定。

2 前項の意見聴取は、原則として工事ごとに行うものとする。

(総合評価一般競争の適用及び落札者決定基準の決定)

第5条 市長は、前条の意見聴取の結果を考慮し、当該工事の総合評価一般競争入札によることの適否及び落札者決定基準を決定するものとする。

2 市長は、特に技術的難易度の高い標準型及び高度技術提案型の採用においては、総合評価一般競争入札によることの適否、落札者決定基準の決定について、別に定める委員会の審議に付して決定することができる。

(実施要領書)

第6条 市長は、当該工事の技術資料についての評価方法及び落札者決定基準等の詳細を定めた総合評価方式入札説明書(以下「入札説明書」という。)を、工事ごとに定めるものとする。

2 入札説明書には次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 技術資料の提出期限等、契約までの全体スケジュールについて
- (2) 技術資料の評価項目及び評価基準、配点について
- (3) 技術資料の要求要件について
- (4) 落札者の決定基準及び決定方法について
- (5) 総合評価方式による評価結果を公表することについて
- (6) 技術提案等が達成されなかったときの取り扱い(ペナルティ)について
- (7) その他必要な事項について

(入札公告)

第7条 市長は、総合評価方式を実施する際には、〇〇市契約規定△△条△項各号に規定

する事項に加えて、次の事項についても公告する。

- (1) 総合評価方式により一般競争入札を実施すること
- (2) 評価基準等に関する事
- (3) 落札者決定に関する事

(入札参加資格の確認)

第8条 市長は、当該工事の入札公告に定めた提出書類等により、入札参加者の入札参加資格等について確認するものとする。

(技術提案等の審査及び評価)

第9条 市長は、入札参加者から提出された技術提案等について、施工の確実性、安全性、経済性等を考慮し、あらかじめ設定している評価基準に基づき審査、評価する。

- 2 市長は、必要に応じて入札参加者から提出された技術資料等について、当該入札参加者にヒアリングを実施することができる。
- 3 市長は、技術提案の内容が要求要件に合致していない場合や、確実な施工ができずに不適切であると判断できる場合は、当該技術提案を不採用とすることができる。
- 4 市長は、入札公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評定を実施し、技術評価点を算出するものとする。
- 5 市長は、特に技術的難易度の高い標準型及び高度技術提案型においては、技術提案等の審査及び評定について、別に定める委員会の審議に付して、技術評価点を算出することができる。

(評価結果等の公表)

第10条 市長は、総合評価方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札者の評価結果

(評価結果の説明)

第11条 入札者は、第10条に規定する評価結果等の公表があった日の翌日から起算して〇〇日以内に、当該入札者本人による技術提案等の評価の理由について、市長に対して書面により説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の請求があった日の翌日から起算して〇〇日以内に、請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

(落札者の施工方法等)

第12条 落札者は技術提案に基づき施工することを基本とし、技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。ただし、次の場合には設計変更等の対象とすることができる。

- (1) 自然災害等不可抗力により、地形、施工条件に変更が生じた場合。
- (2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元要望等）により、新たな対応の必要が生じた場合。

(技術提案の使用及び保護)

第13条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(技術提案内容の不履行)

第14条 自然災害等不可抗力により達成されない場合を除き、落札者の責により入札時の評価内容が履行されなかった場合は、工事成績評定点を減ずることとする。

- 2 特に悪質と認められる場合は、虚偽記載として、指名停止基準に基づく指名停止措置を行うものとする。
- 3 前項に加え、落札者が達成できなかった内容を削除した技術評価点を再計算し、評価値が落札決定時と同一になるよう入札価格を算出し、その額と当初入札額の差額を違約金として徴収することができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

(目的)

第1条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第3条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。
- 7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(発注者の責務)

- 第6条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

- 第7条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(基本方針)

- 第8条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
 - 二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針
 - 3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
 - 4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

- 第9条 各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

- 第10条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

- 第11条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

- 第12条 発注者は、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、技術提案を求めよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができるものと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。
- 4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第4条から第8条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

- 第13条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。
- 2 前条第4項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

- 第14条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

- 第15条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。
- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4-5. 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための
基本的な方針について

平成17年8月26日 閣議決定

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を、次のように定め、これに従い、法第9条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者が存在することも、公共工事の品質低下に関する懸念の一つとなっている。こうしたことから、公共工事の品質確保を促進するための対策を講じる必要がある。

また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要である。

このような観点に立つと、公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則である。

これにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が公共工事を施工することとなり、公共工事の目的物の品質が確保されることとなると同時に、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となることにより生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不正行為が未然に防止されることとなる。また、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されることとなる。

加えて、民間企業の高度な技術提案が活用されることで、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

公共工事に関する調査・設計についても、その品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

また、公共工事の品質確保に当たっては、工事を施工する専門工事業者や技能労働者の能力が重要な要素であることから、これらの者の活用が促進されるとともに、下請に係る請負契約が対等な立場で公正に締結され、履行されるなど元請と下請の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、競争に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書を作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の発注関係事務を適切に実施しなければならない。

特に、競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審査を行うとともに、工事の内容に照らして必要がないと認められる場合を除き、競争参加者から技術提案を求めるように努めるものとし、技術提案を求めた場合の契約の相手方の決定に当たっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない。

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査及び個別の工事に際しての競争参加者の技術審査として実施される。資格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するその実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

有資格業者名簿の作成に際しての資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができることと

し、経営事項審査の結果や必要に応じ工事实績、工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）の結果（以下「工事成績評定結果」という。）、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることはないよう留意するものとする。

（2）個別工事に際しての技術審査

個別の工事に際しての技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようとする工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実績として提出された工事成績評定結果を確認することが重要であり、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認めないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

（1）技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努めるものとする。この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うものとする。

また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコストといった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努めるものとする。

（2）技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関して

は、工事目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点（以下「加算点」という。）のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としなないことができる。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

（３）技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

（４）高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに

要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。

また、地方公共団体においては、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、技術提案の評価結果及び落札結果については、契約後速やかに公表するものとする。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があるとして認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係事務の環境整備に努めるものとする。

なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する基準や要領の整備に努めるものとする。この際、これらを整備することが困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて支援を行うよう努めるものとする。

また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において、活用を進めるよう努めるものとする。

さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間からの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等への活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

7 調査・設計の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査・設計についても、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努めるとともに、調査・設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある。また、発注者は、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査・設計は、公共工事の目的や個々の調査・設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、適切な入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする。

また、調査・設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、技術者の経験やその成績評定結果を適切に審査・評価することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を有していることにも留意するものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査・設計の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査するよう努めるものとする。

発注者は、調査・設計の適正な履行を確保するため、発注者として行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査・設計の特性を考慮した評定項目の標準化に努めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進めるよう努めるものとする。

なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受入れを行う。

ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。

ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること等が必要である。

発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の選定に当たっては、当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等をその対象として活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

9 施策の進め方

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策を効率的かつ確実に実施するためには、各発注者の体制等にかんがみ、これを段階的かつ計画的に推進していくことが必要である。

このため、政府は、各発注者における法及び基本方針に示された公共工事の品質確保の促進に関する基本的な施策の実施状況について調査を行うとともに、その結果をとりまとめ、公表する。

また、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。



【地方自治法】

(契約の締結)

- 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
 - 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
 - 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
 - 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
 - 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

【地方自治法施行令】

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

4-7. 水道事業における総合評価方式の実施事例

水道事業者における総合評価方式の実施事例は各事業者のホームページで閲覧することができる。総合評価方式を導入するにあたり本手引きと併せて参照されたい。

水道事業者名	ホームページURL
東京都水道局	東京都水道局ホームページ > 契約情報 > 入札情報サービス http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/
横浜市水道局	横浜市水道局ホームページ > 入札・契約情報 > 横浜市報調達公告版 http://www.city.yokohama.jp/
名古屋市 上下水道局	名古屋市上下水道局ホームページ > 入札契約関係 > 名古屋市調達システム > 調達情報サービス http://www.water.city.nagoya.jp/
札幌市水道局	札幌市水道局ホームページ > 事業をされている方へ http://www.city.sapporo.jp/suido/
静岡市企業局	静岡市企業局ホームページ > 契約情報 > 建設工事及び建設業関連業務委託 http://sc.city.shizuoka.jp/kigyo/index.html

平成 19 年 10 月現在

※ 水道事業者における総合評価方式の実施事例については、(社)日本水道協会ホームページにおいても掲載する予定である。

(社)日本水道協会ホームページURL <http://www.jwwa.or.jp>